原判決を取り消す。

被控訴人は、控訴人に対し、金二万三十八円七十銭及びこれに対する昭 和二十三年二月六日以降完済に至るまで、年五分の金員の支払をせよ。

訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

この判決は、控訴人において、金七千円の担保を供するときは、かりに これを執行することができる。

二項同旨の判決ならびに仮執行の宣言を求め、被控訴 控訴代理人は、主文第一、 人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述は、

控訴代理人において、被控訴人と訴外A間の本件船舶の賃貸借契約において、船 体の修繕費が、賃借人たるAの負担と定められているのは、通常の修繕に関する場 合であつて、本件の如く通常の修繕と言えない大修理については、あてはまらないのみならず、本件修繕に際し、控訴人先代Bは、Aを通じて被控訴人に対し、控訴 人先代が本件船舶をAより転借した上その修繕をなすべき旨を通知するとともに 右修繕費は、被控訴人において負担せられたき旨を申入れたのに対し、被控訴人は これを承諾したので、控訴人先代は、被控訴人のため、本件修繕賞金二万三十八円 七十銭を立替支弁したものであるから、被控訴人に対し、同額の立替金債権を有す る。かりに右主張が理由がないとしても、控訴人先代の右転借当時、本件船舶は大 破損のため、堪航能力を失つていたのを修繕したのであるから、右修繕費は、本件船舶保存のために費された臨時的な必要費というべく、しかも修繕の前後一回もその使用をしないうちに、被控訴人よりその占有を取り上げられるに至つたものであるから、物話した供は、大概数数のとするとして、2005年である。 るから、控訴人先代は、本件船舶の占有者として、その回復者たる被控訴人に対 し、民法第百九十六条に基いて、右費用の償還請求権を有するに至つたものであ る。かりに右主張も亦理由がないとしても、原審において主張した如く、民法第七 百三条に基いて、同額の不当利得の返還請求権を有するところ、控訴人先代は、昭 和二十八年一月十三日死亡し、その相続により、控訴人が右権利を承継取得するに 至つたものであると述べ

被控訴人において、本件船舶の修繕は、通常の修繕であると否とを問わず を渡の負担とする約定の下に、同人と傭船契約を結んだものである。本件船舶の占 有者はAであり、その修繕をしたのも同人であるし、又傭船契約の合意解除に伴う 船舶の返還も同人よりこれを受けたものであつて、被控訴人は、Aより控訴人先代 に対してなされた本件船舶の貸借を承諾したこともなく、又Aを通じ、控訴人先代 に対し、本件修繕費を被控訴人において負担すべき旨約した事実もない。Aとの傭 船契約当時、本船は朝鮮航海にも堪え得るような完全さを具えていたのであり、A 加美的当時、本間は射鮮加海にも地元時もよりな元宝とを共んでもためてあり、日はその後の船長をして本件船舶を運航せしめた際、長崎県松浦郡 a 町 b 波止場において、堤防に本件船舶を激突せしめたことがあるほか、その後数度の航行に使用していて、本件船舶の破損は、そのために生じたものであるから、被控訴人としては、Aより右破損の修繕を受け、原状に復した上で、その返還を受けたのは、当然のような、何等不当に利得した。 であって、何等不当に利得したわけでない。逆に、被控訴人は、右破損による船価 の下落のため損失を受けたほか、本件船舶に積載してあつた被控訴人所有の重油三 鑑と錨、マニラロープを失い、又本件船舶の返還を受ける際の捜査に費用を要し 金四万円の損害さえ被つているのであつて、控訴人先代において、その主張の如き 修繕費を支出したとしても、それはAとの間で解決せられるべき問題であつて、全 くの第三者である被控訴人に対し、その償還を請求するが如きは、筋違いである。 なお控訴人先代の死亡、その相続に関する控訴人の主張事実はこれを認めると述べ

たほか、原判決事実摘示と同一であるから、ここにこれを引用する。

証拠として 控訴代理人は、甲第一号証を提出し、原審証人D、同E、同F、同G、原審並当審証人H、同A、当審証人Cの各証言及び原審並当審における原告B、原審における 被告 I 各本人尋問の結果を援用し、乙第十二、第十七号証中の郵便官署作成部分の時立を認め、その全の部分なこれに、この他のスコタミン・ファック 、その他の乙号各証は不知と述べ 成立を認め、その余の部分ならびに、

被控訴人は、乙第一ないし第十四号証、同第十五号証の一ないし三、同第十六な いし第二十一号証を提出し、原審証人A、同H及びFの各証言を援用し、甲第一号 証は不知と述べ

当裁判所は、職権を以て被控訴人本人の尋問をした。

由

控訴人主張の機帆船」丸が、被控訴人所有に属していたことは、当事者間に争がなく、しかして、原審並当審証人Aの証言、原審並当審における被控訴人本人の供述及び右証拠によつて成立を認め得る乙第一号証によると、被控訴人は、昭和二十年十一月二十五日訴外Aに対し、本船を使用料月千円、船体及び機関修繕料、船員給食料はAの負担、期間昭和二十年十一月二十五日より、昭和二十一年五月二十四日までの六ケ月間、契約終了の際は、船体並船具、その他の備品は借用当時の状態に復して返還することの約定の下に、貸与し、かつ被控訴人よりAに本船の占有に復して返還することの約定の下に、貸与し、かつ被控訴人よりAに本船の占れに入る。 移され、船長、船員の任免権も同人の手に委ねられていたことが認められ、これに入る。 (被控訴人は、右契約が傭船契約であったかのように主張するが、右は法律上の見解に過ぎないこと、その主張自体からも窺い得るところである。)

 定し得るところである。もつとも、前認定の如く、当時被控訴人とAとの間に本船の賃貸借が存続していたので、被控訴人は、Aと合意の上これを解除し、Aを記述を船の返還を約せしめた上、本船引取りの運びに至つたものであることは、右本船で連訴人本人の供述によつて認められるところであるが、一面Aにおいて、右本船還の約定の成立を控訴人先代に通知して、本船につき占有移転の指図をしたものでないことは、前記A証人の証言によつて明らかなところであるから、右事実を収でして、被控訴人主張の如く、Aより本船の返還を受けたものとはなし難いことはないであり、かつ控訴人より本船による法定果実を取得したことについて、被控訴人より何の主張であるがのであるから、控訴人先代は、民法第百九十六条に従い、被控訴人に対し、右必要費の償還請求権を有するに至つたものというべきである。

もつとも、本件修繕当時、被控訴人とAとの間に、本船の賃貸借関係が存続し その期間満了後も更新によつて継続していて本船返還の際に合意解除せられたもの であり、又右賃貸借上、本船の修繕費はAの負担とせられ、かつ賃貸借終了の際 は、Aにおいて本船を原状に復して返還すべき義務を負担していたものであること 前認定の如くであつて、被控訴人は、右義務の存在を理由に控訴人先代に対する償 還義務を争うものであるので、この点について検討すろのに、本船が、被控訴人主 張の如く右賃貸当初完全なものであつたとの点については、被控訴人本人のその旨 の供述があるだけで、しかもこれを当審証人Cの証言と対比するとき、いまだ、右 事実を確認するに足る心証を惹き難く、又本件修繕が、前記認定のような規模の大 修繕であることよりすれば、他に特別の事情なき限り、一概に本件修繕費を以て右 約定に基き賃借人の負担たるべきもの〈要旨〉と断ずることができないのみならず、」 かりに、被控訴人主張の如く、本船が貸与当時完全なものであつたたく/要旨>め、右原状回復義務に伴い、本船の修繕義務が生じ、本件の如き修繕費も、右約定にいわ ゆる修繕費に該当するとしても、本件の修繕をした主体は、賃借人たるAではなく、転借人たる控訴人先代であることも亦、前定のとおりであり、又右転貸借につ いては、賃貸人たる被控訴人の承諾を欠いていて、被控訴人に対抗し得ないものであることは、当事者間に争のないところであつて、控訴人先代は、本件修繕につき、右賃貸借上の特約の拘束を受けるいわれはなく、全く賃貸借関係の外に立つ第三者であるから、被控訴人において、右貸借上の特約のあることをたてにして、控訴人先代に対し、本船の占有回復者として負担する費用償還義務を免れるわけにゆかない。(被控訴人にないてた美務を履行したときは、またに入に対し、不当利得 かない。(被控訴人において右義務を履行したときは、さらにAに対し、不当利得 によりこれが償還請求権を有するや否やは別個の問題である。)また、控訴人先代 とA間の転貸借関係において、本件修繕費がAの負担たるべきときは、 控訴人先代 において、Aに対しても亦民法第六百八条の規定に従い、右費用の償還請求権を有 し、Aよりその償還を受けたときは、被控訴人に対する前記償還請求権も亦消滅するものと解すべき余地があるが、右償還のあつたことについての主張、立証もない本件においては、前者の費用償還請求権の存在は後者の費用償還請求権に何等影響 を及ぼすものでないというべきである。

さらに、被控訴人主張の如く、本船の破損がAにおいて航海中これを堤防へ激突 せしめたによるものであり、又A或は控訴人先代の責に帰すべき事由によつて、船 具等の喪失その他の損害を被つたとの点については、その証拠資料として、被控訴 人本人の供述があるが、これを前記C、A両証人の証言に照すとき、いまだ該供述 のみによつて、直ちにこれを確認するに足るものとの心証を惹き難いし、かりにそ のような事実があつたとしても、右破損の責を負うべきものはAであつて、本件修 繕をした控訴人先代ではないし、又その他の損失は、本件修繕とは別個の関係に立 つわけであるから、右は、たかだか、A又は控訴人先代に対し、損害賠償債権を成 立せしめることあるは格別、そのことから直ちに、占有回復者として、控訴人先代 に対して負担する前記償還義務を免れるものと言えないのは当然である。

しかして、控訴人は、昭和二十八年一月十三日、控訴人先代の死亡に基く相続によつて、その権利義務一切を承継取得したものであることは、被控訴人の認めるところであるから、被控訴人は、控訴人に対し、前記認定の必要費金二万三十八円七十銭及びこれに対する本訴状送達の翌日であること記録上推認し得べ旨昭和二十三年二月六日以降完済に至るまで、年五分の民事法定利率による遅延損害金を支払さき義務あること明らかであるというべく、右支払を求める控訴人の本訴請求は正当であって、訴訟費用の負担について、民事訴訟法第九十六条第八十九条、仮執行の宣言について同法第百九十六条を各適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 吉村正道 判事 大田外一 判事 金田宇佐夫)